

奈良県告示第二百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年九月二十二日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
岡下矯正歯科	橿原市石川町二八二―三	令和四年十月三十一日
としかわ歯科医院	香芝市下田西四―一八七―一	令和四年十二月六日
薬局メールボックス	大和郡山市南郡山町二二六―二	令和四年十二月三十一日
医療法人きたよし歯科医院	橿原市石原田町二二二番地の三 依岡ビル一階二号	令和五年二月九日
ヤスイ薬局	北葛城郡王寺町久度二―一二―二	令和五年七月三十一日
ここの医院	高市郡高取町大字観覚寺一二七 二―六	令和五年八月一日